

平成 29 年第 7 回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 平成 29 年 7 月 3 日（月曜日） 10 時 00 分～ 12 時 00 分

場 所： 佐伯市役所 6 階 第 2 委員会室

出席委員： 1 番 高橋 武夫 2 番 山田 定男 3 番 桑原 慶吾 4 番 高野 公博
5 番 守田 権造 6 番 木許 功二彦 7 番 池田 幸利 8 番 後藤 彰
9 番 矢野 誠一 10 番 白田 一男 11 番 岡田 安代 12 番 津田 幸喜
13 番 黒岩 真由美 14 番 清水 秀人 15 番 松下 芳久 16 番 杉谷 長男
17 番 矢野 輝人 18 番 田嶋 義生 19 番 三原 眞喜夫 20 番 山本 重夫
21 番 河野 弘光 22 番 疋田 洋 23 番 谷川 享宏 24 番 山口 勝廣
25 番 藤原 安政 26 番 矢野 弥平 27 番 岩崎 邑次 28 番 小野 隆壽
29 番 畠野 巖 30 番 河野 一正 31 番 河野 俊雄 32 番 高司 富博
34 番 三又 勝弘 35 番 大友 安正 36 番 五十川 覺 37 番 大川 松壽

欠席委員： 33 番 吉良 勝彦

事務局： 事務局長 天野 仁 局長補佐兼総括主幹 金田 誠 副主幹 染矢 公博
副主幹 田中 眞二 事務員 井上 真吾

農林課： 総括主幹 下川 秀文 事務員 児玉 真輝

議事日程

- 第 1 欠席委員の報告
- 第 2 議事録署名委員の指名
- 第 3 農地案件の件数ならびに面積総括表について
- 第 4 議案第 20 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 21 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 22 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 23 号 農地転用許可に係る事業計画の変更承認について

- その他
- ① 農用地利用集積計画（案）について（農林課）
 - ② 利用権設定の推進について（お願い）（農林課）
 - ③ 農用地利用配分計画（案）の意見聴取について（農林課）
 - ④ 佐伯市農地利用最適化推進委員候補者の決定について
 - ⑤ 平成 29 年度県（国）農政施策に関する要望・政策提言について
 - ⑥ おおいた「新・農地を活かし、担い手を応援する運動」（平成 29 年度）計画について

報告及び連絡事項

- ① 平成 29 年 7 月分の報酬の取扱いについて
- ② 第 4 期農業委員積立金及び互助会積立金の返金について
- ③ 全国農業新聞の購読について（退任委員）

事務局長：皆さんおはようございます。定刻になりましたので、始めたいと思います。朝早くから御苦勞様でございます。ただいまから平成 29 年第 7 回佐伯市農業委員会を開催いたします。本日の欠席委員は 33 番の吉良委員さんが所用でお帰りにになりましたので、1 人欠席で、守田委員が来る途中ということで始めたいと思います。本日、農業委員 37 名中本日の会議の出席者は現在 35 名です。よって農業委員会規則第 6 条により会議が成立したことを報告します。また、先月の大分県知事許可案件につきましては、まだ許可書が届いておりませんので報告いたします。それでは会長挨拶をお願いいたします。

会 長：（あいさつ）

事務局長：それでは農業委員会会議規則第 4 条により会長が議長になりますので、会長に議事の進行をお願いします。

議 長：会議規則によりまして、私の方で議長を務めさせていただきます。最初に本日の議事録の署名人を指名を申し上げたいと思います。議事録の署名を 6 番の木許功二彦委員、7 番の池田幸利委員をお願いしたいと思います。それでは、議事に入ります前に、事務局から議案をお願いいたします。

事務局長：それでは議案書の提案をする前に、若干議案書の訂正がありますのでよろしくをお願いいたします。議案書の 2 ページをお開きください。農地法第 5 条の 12 番が取り下げになりましたので件数と面積の変更があります。農地法第 5 条の件数ですが、12 が 11 です。それと 5 条の田の面積 1,215.20 m²が 447 m²です。次にその右 1 つ飛んで計が 5,495.20 m²が 4,727 m²です。それと計のところいきまして、件数が 24 が 23 です。その横田の面積 9,029.20 が 8,261、1 つ飛びまして計のところ 15,987.20 が 15,219 になります。次に 8 ページをお開きください。5 条の 12 が取り下げです。それと一番下の小計面積 1,407.20 m²が 639 m²です。合計面積 5,495.20 m²が 4,727 m²になります。それでは議案書の提案をいたします。2 ページを再度お開きください。農地法第 3 条、件数 9 件、面積田 7,089 m²、畑 1,973 m²、面積計 9,062 m²、次に農地法第 4 条、件数 3 件、面積田 725 m²、畑 705 m²、面積計 1,430 m²。次に農地法第 5 条、件数 11 件、面積田 447 m²、畑 4,280 m²、面積計 4,727 m²。合計、件数 23 件、面積田 8,261 m²、畑 6,958 m²、面積計 15,219 m²。以上提案いたします。

議 長：それでは議案の審議に入りたいと思います。議案第 20 号、農地法第 3 条の規定による許可申請書につきまして議題といたします。1 番につきまして、27 番の岩崎邑次委員の方から立証をお願いいたします。

27 番委員：27 番が 3 条の 1 番を立証します。申請の目的、土地の表示、申請人、耕作面積は議案書のとおりです。調査は 6 月 24 日に行いました。申請農地の位置は、岸河内地区の大越川に架かるカジヤ橋の東北東 200m の所にあり、現況は畑です。主として譲受人が農業に従事しており、第 2 種兼業農家の方であります。通作距離は 400m 程で耕作は可能です。農業経営に必要な農機具は所有しており、耕作すべき農地は全て耕作しております。本件は双方の合意の売買です。その他の権利設定は本件にはありません。申請農地は周辺農地への農業上の支障は何ら予想されません。以上、許可基準に照らしまして許可相当と思います。以上よろしく御審議程をお願い

いたします。

議 長：議案の1番につきまして27番の岩崎邑次委員の方からの立証が終わりました。ここで本件について質疑、意見がありましたら出していただきたいと思います。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございましたので、これより採決をいたしたいと思います。議案1番につきまして承認をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。

27番委員：先程議長に1分か2分しゃべらせてもらうように許可を貰っておりますので大変恐縮でございますが（これより退任のあいさつあり）

議 長：それでは次の案件に移りたいと思います。議案の2番につきまして24番の山口勝廣委員の方から立証をお願いいたします。

24番委員：24番が3条の2番を立証します。売買による所有権の移転です。申請の目的、土地の表示、申請人、耕作面積は議案書のとおりです。調査は6月25日に行いました。申請農地の位置は、国道10号線石丸バス停より大分方面に250m程行き、また東に進み蕨野橋を渡り120m進み、南に30m入った右側です。譲渡人の土地は道がないので譲受人に譲りたいそうです。農機具はトラクター、田植機、その他全て保有しています。取得後は竹やぶですので、切り取って田か畑にするそうです。取得後の耕作面積は46.20aで、弥生地域の下限面積40a以上となります。所在地より拠点となる場所まで120m。通作は可能です。以上、許可基準に照らしまして許可相当と思われます。皆様の御審議をお願いいたします。

議 長：議案2番について24番の山口勝廣委員からの立証が終わりました。それではここで本件について質疑、意見がございましたら出していただきたいと思います。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございましたので、これより議案2番について承認をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は、原案のとおり承認をすることに決定をいたします。続きまして議案3番について、37番の大川松壽委員の方から立証をお願いいたします。

37番委員：37番が3条の3番を立証します。申請の目的、土地の表示、申請人、耕作面積は議案書のとおりです。調査は6月28日に行いました。申請農地の位置は、脇地区のアルペン佐伯店前の交差点から東に約140mの所にあり、農用地外の農地で現況は畑地です。主として譲受人と夫が農業に従事しており、農繁期には夫の両親が手伝っています。通作距離は約6kmで耕作は可能で、農業経営に必要な農機具は所有しており、耕作すべき農地は全て耕作しております。本件は譲渡人と譲受人の親子間での生前贈与による所有権移転です。利用権及びその他の権利設定は本件にはありません。以上、許可基準に照らしまして、許可相当と思います。よろしく御審議をお願いします。

議 長：議案の3番につきまして37番の大川松壽委員の方から立証が終わりました。それではここで本件について質疑、意見がございましたら出してください。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございましたので、これより議案の3番について承認をされる委員の挙手を求めます。

(挙手全員) 挙手全員であります。よって本案は、原案のとおり承認をすることに決定をいたします。続いて、議案の4番について22番の疋田洋委員の方から立証をお願いいたします。

22番委員：22番が3条の4番を立証します。申請の目的、土地の表示、申請人、耕作面積は議案書のとおりです。調査は6月26日に行いました。申請農地の位置は、県道佐伯蒲江線府坂バス停先右に橋を渡り、20mぐらい行った所、左へ30mぐらいの所にあり、現況は休耕です。主として譲受人が農業に従事しており専業農家であります。通作距離は500mで耕作は可能です。農業経営に必要な農機具は所有しています。耕作すべき農地は全て耕作しております。本件は双方の合意の売買であり、その他権利設定はありません。以上、許可基準に照らしまして許可相当と思われまますので、皆様の御審議をお願いします。

議長：議案の4番について22番の疋田洋委員の方からの立証が終わりました。ここで質疑、意見がございましたら出してください。(異議なし、の声あり) 異議なしの発言がございましたのでこれより4番について承認をされる委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。続いて、5番について25番の藤原安政委員の方から立証をお願いいたします。

25番委員：25番が3条の5番を立証します。申請の目的、土地の表示、申請人、耕作面積は議案書のとおりです。調査は6月27日に行いました。申請農地の位置は、国道10号線番匠橋交差点を宮崎方面に向かい約2kmの所にある切畑八坂神社前の祇園公民館の裏手一帯の耕地整理地区です。大字江良の祇園地区にあたります。ここに2筆あります。さらに祇園公民館から宮崎方面に向かい約1km進み、提内入口の信号左折、提内集落内の3つの小字に5筆あります。いずれも譲受人が数年前より草刈等の管理をしており、一部の田では耕作も行っております。農業経営の内容としては、水稻と野菜を中心に栽培、労働力は主として譲受人と父64歳とで従事している兼業農家であります。通作距離は、大字提内については自宅周辺半径100m以内にあります。大字江良については約1.8kmありますが耕作は可能です。また、農業経営に必要な農機具は農作業の請け負いもしており、トラクター、耕運機あわせて数台、田植機、コンバイン各1台、草刈機等複数台所有しており、耕作すべき農地は全て耕作しております。取得後の耕作面積は約109aとなります。本件は双方合意の売買です。被害防除については、以前より譲受人が当該地を管理しており、当該地周辺に対する被害は予想されません。権利設定等も本件にはありません。参考として、譲渡人の実家は祖母の生家であり、今回相続するにあたり耕地を引き継ぐ者がおらず、譲渡を受けることになった次第です。以上、許可基準に照らしまして許可相当と思えます。よろしく御審議をお願いします。

議長：5番につきまして25番の藤原安政委員の方から立証が終わりました。それではここで本件について、質疑、意見がございましたら出してください。(異議なし、の声あり) 質疑、意見がないようにございますので、5番について承認をされる委員の挙手をお願いいたします。(挙手全員) 挙手全員であります。よって本案は、原案のとおり承認をすることに決定をいたします。それでは続いて、6番について26番の矢野弥平委員の方から立証をお願いいたします。

26番委員：26番が3条の6番を立証します。本件は売買による所有権の移転です。申請の目的、土地の表示、耕作面積は議案書のとおりです。調査は6月27日に行いました。申請位置は、大分バ

ス小野市保育所前バス停より南東に200mの所あります。通作距離は自宅の隣接地ですので距離がなく家の周りは全て田んぼという所です。本件は全て双方の合意の売買です。利用権及びその他の権利設定は本件にはありません。宇目地域の下限面積40a以上となります。以上、許可基準に照合した結果、許可相当と思われますので皆様の御審議をお願いいたします。

議 長：6番について26番の矢野弥平委員の方から立証が終わりました。それではここで質疑、意見がございましたら出してください。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございましたので、これより6番について承認をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は、原案のとおり承認をすることに決定をいたします。それでは続いて、7番について28番の小野隆壽委員の方から立証をお願いいたします。

28番委員：28番が3条の7番を立証します。3条の7番は売買による所有権の移転です。申請の目的、土地の表示、申請人、耕作面積は議案書のとおりです。調査は6月25日に行いました。申請農地の位置は、自宅前にあります。農振内の農用地です。現況は畑です。本件は双方の合意の売買です。譲受人は現在、自己所有の農地で米、野菜類、カボスを耕作しております。農機具はトラクター、コンバイン等の農機具を所有しているとのことです。今回の申請農地につきましては、取得後は野菜類を耕作するとのことです。耕作は譲受人と父母の3人で行っているところです。取得後の耕作面積は、65.88aの所有となり、本匠地域の下限面積30a以上となります。保有している農地は全て耕作しております。今後、耕作を行うにあたり、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えます。以上、許可基準に照らしまして許可相当と思われますので、よろしく御審議をお願いします。

議 長：7番について28番の小野隆壽委員の方からの立証が終わりました。それではここで本件について質疑、意見がございましたら出してください。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございましたので、これより7番について承認をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。続きまして、8番について12番の津田幸喜委員の方から立証をお願いいたします。

12番委員：12番が3条の8番を立証します。申請の目的、土地の表示、申請人、耕作面積は議案書のとおりです。調査は6月26日に行いました。申請地の位置は、森崎地区より野々河内方面に200m行き信号を渡り、下焼橋を渡って川沿いの農道を70mの所にあり、右側の農地で現況は荒地になっております。本人所有の畑と隣接しているため、ミカンを植える計画です。主として本人が農業に従事しております。通作距離は300m以内で耕作は可能です。農業経営に必要な農機具は所有しています。耕作すべき農地は耕作しています。本件は双方による合意の売買であり、利用権及びその他の権利設定は本件にはありません。以上、許可基準に照らしまして許可相当と考えます。よろしく御審議をお願いします。

議 長：8番につきまして12番の津田幸喜委員の方からの立証が終わりました。それではここで質疑、意見がございましたら出してください。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございましたので、これより8番について承認をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。続きまして、9番について8番の後藤彰委員の方から立証をお願いいたします。

8番委員：8番委員が3条の9番を立証します。申請の目的、土地の表示、耕地面積は議案書のとおりです。調査は6月28日に行いました。申請農地の位置は、下堅田泥谷区の大分県農協の農産物集出荷施設の東隣にあり、現況は荒地です。過去に水田を埋め上げ、今現在は、雑草が生えておりますけれども雑草の刈り取り管理をしている状態です。農作業に従事する方は、譲受人の妻、長男、子、子の夫の4人が農業に従事しており、兼業農家であります。通作距離は4.5kmで耕作は可能です。農業経営に必要な農機具はトラクター、耕うん機、乾燥機を所有しており、耕作すべき農地は全て耕作しております。本件は双方合意の売買ですが、私なりに気になった次の2点も譲受者側に連絡確認済みです。その1として、北側の水路を挟んで市道より直接出入りできる所が、出入口がありません。その2、申請書は畑となっておりますが、先程も言ったように荒地の状態です。野菜栽培をしたいとのことですが、表土がありません。この2点は連絡を差し上げて確認をしています。利用権及びその他の権利設定は本件にはありません。その他参考となる事項はありません。以上、許可基準に照らしまして、許可相当と思います。よろしく御審議をお願いします。

事務局：会長いいですか。

議長：はい。

事務局：事務局です。先程後藤委員が立証の中で気になった点ということで、北側の水路を挟んで市道より出入り口はないということですが、ちょうど地図で転用で5条の9を示した図面がちょうど説明で適したものがありますので、そちらをご覧くださいと思うんですが、5条の9の申請地の5998の3と5998の1のちょうど右上の部分が今回の3条の申請地になっております。委員さんの立証の中でも言われました農作業に従事する者の中で、子と子の夫というところがありましたけど、その御夫婦が隣に家があります。そちらから出入り可能ということで、実質はその御夫婦が管理したいということで聞いておりますので御報告しておきます。今からそこが耕作、野菜栽培をするということで、そこを畑として開墾するということで、その2というところでも確認は取れておりますので御報告いたします。

議長：9番について8番の後藤委員からの立証が終わりました。ここで質疑、意見がありましたら出してください。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございましたので、これより9番について、承認をされる委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は、原案のとおり承認をすることに決定をいたします。以上で農地法第3条の規定による許可申請書の9議案について議了いたしました。それでは続いて、議案第21号の農地法第4条の規定による許可申請書につきまして議題といたしたいと思います。1番につきまして6番の木許功二彦委員の方から立証をお願いいたします。

6番委員：6番が4条の1番を立証します。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。調査は6月24日に行いました。申請農地の位置は、地図を参照してください。現況は荒地です。前の画面にも出ていますけども。転用の目的は議案書に記載のため省略します。工事計画は、8月20日から着工し、10月31日までに完工の予定です。申請目的の実現性は確実であり、計画、転用面積、位置は適当であります。用排水については、県道の側溝を利用するので支障ありません。この手前が県道です。ちょうど日豊本線をずっと下って鶴岡西町に行

く所の道路の高いところから撮っているんですけども、赤で囲んだ向こうの看板の所です。本人の所有ですけど将来宅地として売買する計画だそうです。被害防除については、東側と西側はこの後5条申請する畑、現況は荒地です。南側は県道、北側は申請人9人が所有する畑、現況は荒地で何ら被害は予想されません。水利権は小田井堰の同意を得ています。申請目的の実現性は確実であり、計画、転用面積、位置は適当であります。以上、許可基準に照らしまして、許可相当と思われるので皆様の御審議をお願いします。

議 長：農地法第4条による許可申請書の1番について6番の木許功二彦委員の方からの立証が終わりました。それではここで本件について質疑、意見がございましたら出してください。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございましたのでこれより4条の議案1番について承認をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。それでは続いて2番について15番の松下芳久委員の方から立証をお願いいたします。2番と3番について、関連がありますので一括して提案いたしたいと思えます。

15番委員：15番が4条の2を立証します。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。調査は6月25日に行いました。地図を参照ください。登記地目は田、現況は畑です。申請地の位置は、市道馬場先新女島線を南方向に向かい、左側にある安藤税理士事務所前を左折して180m行った左側に位置しています。転用目的は議案書に記載のため省略します。工事計画は、許可あり次第、平成29年8月15日に着工し、12月30日完工の予定で、申請目的の実現性は確実であり、転用面積、位置は適当であります。用排水については、公共下水道に接続し、雨水は道路側溝に放流します。被害防除については、東側は道路を挟んで畑、西側は申請人所有の畑、南側は宅地、北側は道路と宅地です。敷地の高さは現状はちょっと高くなっておりますが若干下げて敷地内はアスファルト舗装をして、隣接地との間にはコンクリートブロック擁壁を設置しますので土砂の流失等の被害は予想されません。水利権はありません。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当と思われるので御審議をお願いします。ちょっと藪になっている所、左の上に図面にありませんけども進入路があります。使用には問題ないと思えます。右側にあるのは市道です。若干今見ためは荒れておりますけど耕作した形跡はあります。

議 長：それでは2番についてこれより質疑を許可したいと思えます。質疑、意見がありましたら出してください。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございましたので、これより2番について承認をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。続いて3番について立証をお願いいたします。

15番委員：15番が4条の3を立証します。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。調査は6月24日に行いました。地図を参照ください。登記地目は畑ですが、現況は宅地です。申請地の位置は、女島橋から国道388号線を東に150m行き、株式会社九州マツダ販売店前を右折して190m行った右側に位置しています。転用の目的は、申請人が昭和62年3月頃から当該申請地を転用手続きを経ないまま賃貸住宅敷地として利用していました。違反転用ですので始末書が添付されています。工事計画は現況のまま利用しますので工事等は行

いません。生活排水は、現在合併処理浄化槽を設置しており、雨水は道路側溝に放流しています。被害防除については、西側は田と申請人の畑、これは不耕作地です。東側は宅地と道路、南側は宅地、北側は田と道路です。現在も賃貸住宅敷地として利用していますが、周囲からの苦情等はありません。水利権は、ありません。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当と思われるので、御審議をお願いします。

議長：立証が終わりました。それではここで質疑、意見がございましたら出してください。（異議なし、の声あり）本件については始末書付きの転用申請ということで、違反転用で始末書ということですが、特にございませんか。なければここで皆様方の判断を仰ぎたいと思います。3番について承認をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたしたいと思います。以上で農地法第4条の規定による許可申請についての3議案については議了いたしました。それでは続いて議案第22号の農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について18番の田嶋義生委員の方から立証をお願いいたします。

18番委員：18番が5条の1番を立証します。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。調査は6月26日に行いました。申請農地の位置は、地図を参照ください。現況は不耕作です。転用の目的は、譲受人は養殖場と隣接するこの農地を買い受けて、養殖場を拡大するため、今回申請するものです。工事計画は、許可あり次第平成29年9月15日着工し、平成30年9月15日完工の予定です。申請目的の実現性は確実であり、転用面積、位置は適当であります。被害防除については、北側は畑、東側は畑と山林、南側は山林、西側は原野と畑がありますが、何ら被害は予想されません。排水は、既にある排水管に繋ぐ予定です。また、水利権はありません。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当と思われるので、皆様の御審議をお願いします。

議長：1番につきまして18番の田嶋義生委員の方から立証が終わりました。それではここで本件についての質疑、意見がございましたら出してください。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございましたのでこれより1番について承認をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。続いて2番について30番の河野一正委員の方から立証をお願いいたします。

30番委員：30番が5条の2番を立証します。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。調査は6月24日に行いました。地図を参照ください。現況は畑です。転用の目的は、譲受人が一般住宅用地として利用する計画です。申請地は周辺と同じ高さになっており、そのままの高さで利用するので土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。工事計画は、許可あり次第平成29年8月10日から平成29年12月末で完工の予定です。申請の目的の実現性は確実であり、計画面積、位置は適当であります。用排水については、合併処理浄化槽を設置し、雨水とともに道路側溝に放流するので支障はありません。被害防除については、北側は宅地、南側は畑、東側は旧県道36号線、西側は新県道36号線で何ら被害は予想されません。水利権はありません。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当と思われるので、皆様の御審議をお願いします。

議 長：2番について30番の河野一正委員の方からの立証が終わりました。それではここで本件について質疑、意見がございましたら出してください。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございましたので、これより2番について承認をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。それでは3番について32番の高司富博委員の方から立証をお願いいたします。

32番委員：32番が5条の3番を立証します。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。調査は6月23日に行いました。譲渡人の夫が20年ほど前から貸地として賃貸借契約を結んでいましたが、受人の方が農地であることを気がつかず、資材置場として利用していました。申請地は形状の変更は行っておらず、現在も資材置場として利用しており、始末書を添付しての申請です。申請地の北側は雑種地、東側は道路、南側は譲渡人所有の宅地、西側は川を挟んで鉄道用地であり、特段支障はないと思われます。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当と思われますので、皆様の御審議をお願いいたします。

議 長：3番について32番の高司富博委員の方から立証が終わりました。それではここで本件について質疑、意見がございましたら出してください。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございましたので、これより3番について承認をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。それでは続いて5条の4番と5番について6番の木許功二彦委員の方から立証をお願いいたします。4番と5番は関連がございますので一括して立証をお願いいたします。

6番委員：6番が5条の4番と5番を立証しますが、まず4番を立証します。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。調査は6月24日に行いました。申請農地の位置は、地図を参照してください。現況は荒地です。転用の目的は、議案書に記載のため省略します。工事計画は、8月20日から着工し、平成30年3月31日までに完工の予定です。申請目的の実現性は確実であり、計画、転用面積、位置は適当であります。用排水については、合併処理浄化槽を設置し、県道の側溝を利用するので支障はありません。被害防除については、東側は宅地、ブロックがある右側が東側です。西側は今回4条申請する道路と5条申請する宅地、南側は県道、北側は今回申請する譲渡人9人が所有する農地で何ら被害は予想されません。水利権は、小田井堰の同意を得ています。申請地は大雨の際、冠水が想定されますので周囲をコンクリート壁にして、50cmから60cm程かさ上げします。申請目的の実現性は確実であり、計画、転用面積、位置は適当であります。以上、許可基準に照らしまして、許可相当と思われますので、皆様の御審議をお願いいたします。関連がありますので5番も一緒に説明します。6番が5条の5番を立証します。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。調査は6月24日に行いました。申請農地の位置は、地図を参照してください。現況は荒地です。転用の目的は、議案書に記載のため省略します。工事計画は、8月20日から着工し、平成30年3月31日までに完工の予定です。申請目的の実現性は確実であり、計画、転用面積、位置は適当であります。用排水については、合併処理浄化槽を設置し、県道の側溝を利用するので支障はありません。被害防除については、東側は今回4条申請する道路と5条申請する宅地、西側は畑、南側は県道、北側は今回申請する譲渡人9人が所有する畑で何ら被害は予想されません。水利権は、小田井堰の同意を得ています。申請地は大雨のため冠水が想定されますので周囲をコンクリート壁にて、50cmから60cmかさ上げします。申請目的の実現性は確実で

あり、計画、転用面積、位置は適当であります。以上、転用許可基準に照らしまして、許可相当と思われるので、皆様の御審議をお願いします。

議長：5条の4番と5番について、関連性がありますので一括して立証していただきました。最初に4番について質疑、意見がありましたら出してください。（異議なし、の声あり）異議なしということですので、続いて5番について質疑、意見がございましたら出してください。（異議なし、の声あり）異議なしということですのでございます。それでは一括して承認を求めたいと思います。4番、5番について承認をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって4番、5番については原案のとおり承認をすることに決定をいたします。続いて6番について15番の松下芳久委員の方から立証をお願いいたします。

15番委員：15番が5条の6を立証します。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりでございます。調査は6月24日に行いました。見ていただくとおりに登記地目は畑ですが現在は不耕作地です。申請地の位置は、女島埠頭線を南方向に向かい、佐伯木材団地から50m行き、右折して市道女島4号線を10m行った左側に位置しています。転用の目的は、譲受人が車輛機材置場用地として利用する計画です。現在譲受人は、車輛及び資材のリース業を営んでいますが、既存の事業地だけでは保有している資材及び車輛がいっぱいの状態であるため、また今後事業拡大に伴い、至急新たな用地を確保する必要があるためです。工事計画は、許可後、平成29年8月20日に着工し、同年9月末日完工の予定です。申請目的の実現性は確実であり転用面積、位置は適当であります。排水については、山が見えますあちらの方と2方向に用水路があります。そちらの方に自然流下します。被害防除については、東側は用水路、西側は畑、南側は用水路を挟んで宅地、北側は市道を挟んで譲渡人所有の畑です。造成工事については、表土を除去し、全面砕石敷き後、転圧して用地の高さは市道と同程度にします。また、隣接農地の境界との間にコンクリートブロック擁壁を設置しますので、土砂等の流出の被害は予想されません。また、確かめたんですが、もし問題が生じた場合は、速やかに解決するという事です。水利権については、塩屋地区改良組合の同意の意見書が添付されています。以上、許可基準に照合した結果、許可相当と思われるので、皆様方の御審議をお願いします。

議長：6番について15番の松下委員の方から立証が終わりました。本件について質疑、意見がありましたら出してください。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございましたのでこれより6番について承認をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。続いて7番について3番の桑原慶吾委員の方から立証をお願いいたします。

3番委員：3番が5条の7番を立証いたします。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりであります。調査は6月23日に行いました。申請農地の位置は、地図及び写真を御参照ください。県道梶寄浦佐伯線の吹浦地区の吹浦川沿いの市道を南に約800mの位置にございます。現況は不耕作の畑で農地の区分は第2種であります。転用の目的は、譲受人は大分県佐伯土木事務所が施工する県道梶寄浦佐伯線の道路工事に伴い、自宅移転が必要になり、今回建坪127.03㎡の木造平屋の住宅を新築するものであります。工事計画は、許可あり次第着工し、来年4月30日に完工の予定です。申請目的の実現性は確実であり、計画面積、位置は適当であります。雨水排水については、水路を利用いたします。生活排水は公共下水道を使用い

たします。被害防除につきましては、東側は宅地、北側は農地、西側は市道、南側は道路となっております。敷地は 50 cm程盛土し、周囲に塀を設置することにより、周囲への土砂の流出を防ぎますので何ら被害は予想されません。水利権はありません。以上、転用基準に照合した結果、許可相当と思われるので、皆様の御審議をお願いいたします。

議 長：7 番について 3 番の桑原慶吾委員の方から立証が終わりました。それではここで本件について質疑、意見がございましたら出してください。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございましたので、これより 7 番について承認をされる委員の挙手を求めます。（挙数全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。それでは続いて 8 番について 24 番の山口勝廣委員の方から立証をお願いいたします。

24 番委員：24 番委員が 5 条の 8 番を立証します。申請の目的、土地の表示、耕作面積は議案書のとおりです。調査月日は 6 月 25 日に行いました。申請農地の位置は、国道 10 号線石丸バス停より大分方面に 250m行き、また東に 100m程入った所の右側です。地図を参照してください。譲受人が駐車場用地として使用するためです。子どもが帰省した時や来客があった際に車を置く所として。申請地の北側及び西側は宅地と田、東側は宅地と道、南側は宅地と雑種地です。造成などの工事はありませんので、近隣の土地への被害はありません。水利権はありません。以上、許可基準に照合しまして、許可相当と思われます。皆様の御審議をお願いいたします。

議 長：5 条の 8 番について 24 番の山口勝廣委員の方から立証が終わりました。それでは質疑、意見がございましたら出してください。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございましたので、これより 8 番について承認をされる委員の挙手を求めます。（挙数全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。それでは続いて 9 番について 22 番の疋田洋委員の方から立証をお願いいたします。

22 番委員：22 番が 5 条の 9 番を立証します。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。調査は 6 月 26 日に行いました。申請農地の位置は、地図を参照してください。現状は荒地です。工事計画は、許可あり次第着工予定です。申請目的の実現性は確実であり、計画面積、位置は適当であります。用排水については県道の側溝を利用するので支障ありません。被害防除については、東側は住宅、西側は J A おおいた堅田選果場、南側は果樹を植えます。北側は県道で何ら被害は予想されません。以上許可基準に照合した結果、許可相当と思われるので、皆様の御審議をお願いします。

議 長：9 番について 22 番の疋田洋委員の方から立証が終わりました。それでは質疑、意見がございましたら出してください。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございましたのでこれより 9 番について承認をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。それでは、10 番について 37 番の大川松壽委員の方から立証をお願いいたします。

37 番委員：37 番が 5 条の 10 番を立証します。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。調査は 6 月 28 日に行いました。申請農地の位置は、地図を参照ください。現況は畑です。転用の目的は、譲受人が現在住んでいるアパートが手狭になったので譲渡人である

祖父からこの農地を借り上げ、使用貸借権を設定し、一般住宅を建築するものです。工事計画は、平成 29 年 8 月 20 日着工し、平成 29 年 11 月 30 日完工の予定です。申請目的の実現性は確実であり、計画面積、位置は適当であります。生活排水については、排水施設等を完備し、公共下水道に接続し、雨水は道路側溝に放流します。被害防除については、申請地の北側と西側は宅地、東側は道路、南側は譲渡人所有の畑ですが何ら被害は予想されません。水利権はありません。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当と思われますので、皆様の御審議をお願いします。

議 長：10 番について 37 番の大川松壽委員の方から立証が終わりました。それではここで本件について質疑、意見がございましたら出してください。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございましたのでこれより 10 番について承認をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。それでは、11 番について 2 番の山田定男委員の方から立証をお願いいたします。

2 番委員：2 番が 5 条の 11 番を立証いたします。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。調査は平成 29 年 6 月 27 日に行いました。申請農地の位置は地図を参照してください。区分は第 3 種に該当します。現況は不耕作地です。この時点できれいに草刈りを行っておりまして平成 21 年くらいまで露地野菜を栽培していたとのことです。転用の目的は、譲受人は社会福祉事業を営んでおり、申請地の隣は建設予定のグループホームです。この左側になります。この部分は宅地となっておりますので、今回は赤線で囲まれてる隣接地の農地転用の部分について立証します。グループホーム用の駐車場用地です。5 年 10 年を見越して 10 台ぐらいた車を駐車したいということですのでこの面積になっております。工事計画は、許可あり次第着工し、永久年間といたします。申請目的の実現性は確実であり、計画面積、位置は適当であります。排水は合併浄化槽を設置し、道路側溝に流下いたします。被害防除については、北側は宅地と道路、東側と南側は宅地、西側は県道を挟んで宅地となっており、支障はないと思われま。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当と思われますので、皆様の御審議をお願いいたします。

議 長：11 番について 2 番の山田定男委員の方からの立証が終わりました。それではここで本件について質疑、意見がございましたら出してください。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございましたので、これより 11 番について承認をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。以上で農地法第 5 条の許可申請に係る議案については議了いたしました。それでは次に議案第 23 号農地転用許可に係る事業計画の変更承認についてということで提案をいたしたいと思いません。7 番の池田幸利委員の方から立証をお願いいたします。

7 番委員：7 番が農地転用許可に係る事業計画の変更の立証をいたします。今回の変更申請は、工事期間の変更並びに申請人の変更です。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案のとおりであります。調査は 6 月 24 日に行いました。事業継承者が一般住宅用地、進入路用地として利用する予定です。当初計画者は、平成 26 年 7 月に 5 条申請をし、9 月に許可が出たのですが、その後着工せず私も心配しておりましたが、着工予定でした計画者が仕事の都合で日田市に転勤になり当初の計画を進めることができなくなりました。事業継承者が申請地周辺に住宅

用地を探していて、今回事業継承者に転用者が変わる申請を提出いたしました。当該申請地の土地所有権移転登記と土地の造成は完了しています。申請地は、東側は水田、西側は用悪水路を挟み住宅、南は住宅、北側は用悪水路を挟み農地で周囲に影響を与えることは考えられません。雨水は北側と西側に流れる用悪水路に排水をいたします。生活排水は合併処理浄化槽を設置し用悪水路に排水をいたします。木立土地改良区の意見書並びに須留木地区管理組合の同意書が添付されております。事業継承者が住宅を建設するという事業計画の変更承認願いが提出され今回提出いたします。以上、農地転用に係る計画変更の承認について、皆様の御審議をお願いいたします。

議 長：7番の池田委員の方からの立証が終わりました。質疑、意見がございましたら出してください。
(異議なし、の声あり) 私から1つ聞きたいんですけど許可書の内容が変わってきますね、それは発行しなおすんですか。

事務局：変更の承認書という形で出てくると思います。今回はですね。前回転用許可が出た時点で、見ためは草が生えておりますけども土地の造成まで終わって水道管工事まで埋設が終わっているということで聞いておりますので。承認書という形で出てくると思います。

議 長：わかりました。他にはないですか。それではここで議案23号について承認をされる委員の挙手をお願いいたします。(挙手全員) 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認することに決定をいたします。以上で本日の総会に提案をされた農地事件の議案については全て議了しましたので、ここで一旦休憩をいたしたいと思っております。11時30分まで休憩をいたしたいと思っております。

(10分休憩)

議 長：それでは、会議を再開いたしたいと思っております。5番のその他に入りたいと思っております。最初に農用地利用集積計画(案)について農林課の方から説明をお願いいたします。

農林課：皆さんこんにちは。農林課の児玉です。よろしくお願いたします。前回の定例会でお願いしておりました利用権の新規掘り起こしと再設定についてとりまとめいただいたものを農用地利用集積計画(案)として作成いたしましたので御審議をお願いいたします。今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は18件となっております。お手元の農用地利用集積計画(案)の表紙をめくっていただきまして一覧表をご覧ください。契約期間ごとの合計を読み上げます。契約期間1年、1筆、2,771㎡、契約期間5年、12筆、12,427㎡、契約期間10年、5筆、8,686㎡、これらを合計すると18筆で23,884㎡となっております。なお、各契約の詳細につきましては、次ページ以降に掲載しておりますのでご確認をお願いいたします。以上の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまますので、御審議の程よろしくお願いたします。

議 長：農林課の方からの説明が終わりました。ここで質疑、意見がございましたら出してください。はい、どうぞ池田委員。

7 番委員：29 年度№1 で木立の方なんですけど〇〇〇〇〇さんが〇さんに貸すという形何ですけど、借り賃が 8 万円もするんなら私も貸したいんですけど、これは単なる間違えでしょうか。

議 長：農林課。

農 林 課：この件につきましては、この後下に下りて確認してきたいと思います。

議 長：確認をしてから回答するというので、他に何かありませんか。（ありません、の声あり）ないですか。特にございませんので、採決をいたしたいと思います。本件について承認をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本提案された議案については承認をすることに決定をいたします。それでは続いて、2 番目の利用権設定の推進についてということ。

農 林 課：次に利用権設定の推進についてです。満期が到来する利用権の再設定の推進と新規掘り起しをお願いしているところですが、満期到来者分については、該当する委員の方にリストを添付していますので、再設定の際に相談等受けた場合は御協力の程よろしく願いいたします。なお、利用権設定用紙が必要な場合は御連絡いただければお届けいたします。今回の書類の締め切りは 8 月 20 日としています。農林課又は各振興局まで御提出をお願いいたします。以上よろしく願いいたします。

議 長：利用権の設定について何か質問ありますか。よろしいですか。本件については終わりたいと思います。3 番の農用地利用配分計画（案）の意見聴取ということで説明をお願いいたします。

農 林 課：皆さんこんにちは。佐伯市農林課水田畜産係の下川です。よろしく願いいたします。皆様のお手元に配布をしております資料、農用地利用配分計画（案）に添って説明をさせていただきます。資料表紙の裏側が集計表になっておりますのでご覧ください。今月の案件は、平成 29 年 9 月 1 日開始分です。契約期間 5 年の内訳は、田、11 筆、面積 12,080 m²、畑、1 筆、面積 347 m²、5 年契約の合計は 12 筆、面積 12,427 m²です。契約期間 10 年の内訳は、田、2 筆、面積 2,943 m²、畑、3 筆、面積 5,743 m²、10 年契約の合計は 5 筆、8,686 m²、今月の合計は 17 筆で、21,113 m²となっております。詳細につきましては、2 枚目から農用地貸付調書を添付しておりますので各自御確認をいただきたいと思います。簡単でござりますが以上で説明を終わりますので、御審議の程よろしく願いいたします。

議 長：配分計画についての説明が終わりました。ここで質疑、意見がございましたら出してください。はい、山田委員。

2 番委員：2 枚目からずっとそうなんですけども、10 a 当たりの標準賃貸料、これはたぶん 4 月から変わったと思うんですよ、前は 9,600 円だったはずですよ。これが今 1 万円になっています。30 年以降水稲に関しては補助金が切り捨てられるということなんで、1 万円に上がったということは良いことなんですけども、変わった時点で農業委員会が決めとるはずなんですよ、変わった時点でやはり皆さんに周知徹底されるような連絡というのを心がけて欲しいなというふうに思います。

議 長：今の意見に対して。

事務局：農業委員さんには農業委員会の場でお知らせしたんですけど、全体の周知に関しては検討いたします。

議 長：配分計画について承認をされる委員の挙手をお願いいたします。原案のとおり承認をすることによって決定をいたします。それではさっきの件について。

農林課：先程の質問をいただいた件について回答いたします。先程契約書で確認してみたところ、1反当たり 8,000 円でしたので、これはこちらの入力ミスです。大変申し訳ございません。訂正しておきたいと思います。

議 長：池田委員、そういうことで訂正ということでございます。それではですね農林課の方は終わりです。ありがとうございました。それでは続いて4番の議題に入りたいと思います。佐伯市農地利用最適化推進委員候補者の決定ということで議題といたしたいと思います。議事の内容につきましては会議規則の10条自己に関する事項については、議事に参与することができないとなっておりますので予め後藤委員退席をお願いしたいと思います。それでは佐伯市農地利用最適化推進委員の候補者の決定ということで議題といたしたいと思います。農地利用最適化推進委員の公募につきましては総定数27名に対して、28名の推薦、応募がありました。定数よりオーバーした地区は佐伯11区の大字青山地区で1名の定数に対して2名の応募がありました。そこで、佐伯市農地利用最適化推進委員選考委員会を6月14日に開催をいたしまして審査をいたしました。その結果、選考委員会の会長である私の方から御報告をいたしたいと思います。選考委員会では、提出された〇〇〇さんと〇〇〇さん2名の応募用紙を基に審査をいたしました。その結果、新しい農業委員会制度、最初の推進委員として即戦力として活動してもらう必要があることから、農業委員の経験年数、または応募理由に具体的な佐伯市の農業の現状等認識をしていることが応募用紙に記載されていましてことから、〇〇〇さんを候補者とするごとの決定をいたしました。選考の審査の際には、他の委員から〇〇さんのこれからの農業の担い手としての若さに将来を期待したいとの意見もございましたことを申し添えておきたいと思います。以上、選考委員会の意見であります。

2番委員：今ここで〇〇さんと〇〇さん書かれておるんですけども、〇〇さんに決めたわけでしょ。

事務局：事務局から説明しますと、今言われたように佐伯11区、大字青山地区のみ1名の定数に対して2名の応募があったと、他の地区は全て定数どおりの応募者であったということで、先程会長の方から言われましたように推進委員の選考委員会を開催いたしました。その結果が、先程会長が読まれましたように選考委員会としては〇〇〇さんを推薦したいと、選考委員会としての意見をいただきました。最終的な決定につきましては、農業委員会が候補者を決定するということになっておりますので選考委員会の審査の意見を基にこの農業委員会で決定していただきたいということです。このような説明でよろしいですか。

2番委員：はい。

議 長：はい、どうぞ意見がありましたら。

27 番委員：27 番ですが、前回から 11 区だけ 2 人ということであるんですが、この〇〇さんにつきましては、私も役所の現職時代から、本人は地区のいろいろ、区画整理、耕地整理ですが、そういう賦課金の徴収とか、水道の徴収なんか〇〇さんがやってくれて、農業委員も 3 期目ですか、地区の人望は厚いし、年も 73 歳であるから〇〇さんを私は過去の実績においても何にもいうところはないと、私は〇〇〇氏を推薦します。

議 長：ありがとうございました。名前はプリントで確認してもらえばいいですね。それでは 11 区については 2 名出ておりましたので、先程御説明申し上げましたように選考委員会の結果〇〇〇さんということで決定したんですが、特に反対の意見もございませんので、そういうふうにご決定したいと思うんですがよろしいでしょうか。それでは 11 区については〇〇〇さんということで候補者として挙げたいと思います。それでは〇〇〇さんに 11 区の方は決定をいたしました。それでは今後の日程についてなんですが、今日この総会で推進委員の決定をいただきました。委嘱につきましては農業委員と 20 日に臨時総会が開催されるようになっておりますが、新しい農業委員会で委嘱というふうなことになりますので、よろしく願いいたします。以上で 4 番の佐伯市農地利用最適化推進委員の候補者の決定についてを終わりたいと思います。続いて 5 番の平成 30 年度県（国）農政施策に関する要望・政策提言についてを議題といたしたいと思っております。事務局の方から説明をいたします。

事務局：お手元に平成 30 年度の県（国）農政施策（予算）に関する要望・政策提言ということで 1 枚なりの紙をお配りしております。5 月 22 日までの提出期限により、畠野委員の方からここに書かれておりますように有害鳥獣による農業、林業の被害が重大であるということで、有害鳥獣対策について要望があがってきましたので、今日この農業委員会で承認されれば大分県農業会議の方にこの内容で報告したいというふうに思っております。具体的な中身は申し上げませんが、みなさんお読みになっていただければと思います。

議 長：以上で農業会議の方にあげていくということで御了解いただきたいと思っております。続いて 6 番のおおいた「新・農地を活かし、担い手を応援する運動」（平成 29 年度）計画について、事務局から説明をお願いします。

事務局：これも同じく両面刷りで 1 枚のペーパーをお配りしておりますが、平成 29 年度、本年度のおおいた「新・農地を活かし、担い手を応援する運動」の計画案ということで、事務局の方で農林課の集積の数値、また、農業委員会での過去の実績等を考慮して計画の方にあげさせていただいておりますので、ひとつひとつ読み上げるとなかなか時間もかかりますので、もしよろしければ計画の方だけ承認していただければ、今後これを農業会議の方に報告していきたいというふうに思っております。

議 長：今までの所で何か質問ございませんか。（ありません、の声あり）それでは、その他につきましては以上で終わりたいと思います。続いて 4 番の報告及び連絡事項ということで、事務局の方からお願いします。

事務局：報告事項を一括して報告したいと思います。まず、平成 29 年 7 月分の報酬の取扱いについてということで、皆さんのお手元の方にお配りしております。月額 28,000 円が 7 月 19 日までで計算いたしますと、今後新しい農業委員、推進委員になられない方につきましては①の場合ということで 28,000 円掛け 21 日分の 13 日分、土日を除くということで、日数割を計算した結果、7 月分の報酬が 17,333 円になるということです。新しく委員になれる方については 7 月分は 8 日間で計算して 10,666 円になるということです。振込は 7 月 21 日を予定しているということです。詳しい内容は中身を読んでいただければと思います。続きまして、第 4 期農業委員積立金及び互助会積立金の返金についてということで、(返金について説明)。あと最後に、全国農業新聞の購読について(退任委員)ということで退任される委員のみ全国農業新聞の購読についてというペーパーをお配りしております。これについても引き続き農業委員を辞めても購読するか、払い込みをどうするかという紙を付けておりますので後でご覧になって希望の該当を丸して事務局の方に出していただきたいと思っております。会長、以上です。

議長：説明が終わりました。何かわからない所がございましたら。よろしいですか。それではその他報告事項及び連絡事項は終わりたいと思います。

13 番委員：おおい「農地を活かし、担い手を応援する運動」の 2 ページ目の 4 担い手の確保、育成計画の 2 番目の②のところでは新規参入受け入れ態勢の整備の 2 番目新規参入受け入れ態勢総合窓口は農林課となっていますけど、県の振興局は出てこないんですか。経営に関することも振興局じゃなくて農林課。わかりました。

議長：他に何かございましたら、よろしいでしょうか。ないようにございますので終わりたいと思います。

事務局長：それでは、今回で現農業委員は総会は最後になりますが、まだ任期は 19 日までありますので、よろしくお願ひしたいと思います。それでは次回の改選後の初の総会は再任された方が対象になりますが、7 月 20 日木曜日午前 9 時 30 分からの辞令交付式の後、午前 10 時から市役所 6 階大会議室で開催いたします。また、推進委員になられる方は午後 1 時から委嘱状交付を行いますので、先日開催通知を差し上げているとおりでございますのでお知らせしておきます。今日のこのお知らせということでよろしくお願ひします。閉会の挨拶を副会長お願ひします。

37 番委員：これで第 7 回佐伯市農業委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。大変長い間お世話になりました。農業委員として残られる 7 名の方も、また今回退任される方も体調には十分注意して頑張ってくださいと思います。本当に長い間ありがとうございました。

(12 時 00 分閉会)